

ソーシャルワークの観点からみる成年後見制度の展望

～障害者権利条約第12条で問われているもの

A Perspective of the Adult Guardianship System
from the view point of Social Work:
The impact of Article 12 of the United Nations Convention
on the Rights of Persons with Disabilities

飯村 史恵

IIMURA Fumie

Abstract

The Adult Guardianship System that revised the Civil Code was established 15 years ago, with the start of the Long-term Care Insurance System. Since then, there have been great expectations attached to it by those involved in social work as a means to protect the rights of people lacking the capacity to make autonomous decisions. However, Article 12 of the United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities, which was ratified by Japan in January 2014, implies a shift from the substitute decision-making paradigm to one that is based on supported decision-making. From this perspective, legal experts argue that revision of Japan's Adult Guardianship System will be inevitable sooner or later. On the other hand, throughout the field of social work, respect for the decision-making of the user has been considered an important part of social work skills for quite some time; however, discussion of systematic reform has not progressed among social workers. From the perspective of social work practice, this paper outlines the major issues involved in the coming reform of the Adult Guardianship System.

Key words: Convention on the Rights of Persons with Disabilities, Adult Guardianship System, decision-making, autonomy, social work practice

はじめに

1999年の民法改正により、従来の禁治産・準禁治産制度は、新たな成年後見制度に改められた。背景には、2000年に施行された介護保険制度を始めとする福祉サービス利用の構造転換—いわゆる「措置から契約へ」の原則移行—が存在していた。つまり、判断能力の不十分な人々が福祉サービスを利用するに当たり、然るべき他者が契約締結を代行する仕組みが必要となり、成年後見制度が誕生⁽¹⁾したと言える。同時にこれを補完する仕組みとして、社会福祉法に第2種社会福祉事業である福祉サービス利用援助事業が加えられ、1999年10月から国庫補助事業として、地域福祉権利擁護事業（現：日常生活自立支援事業）が開始された。

ところで2014年1月、日本は国連の採択からおよそ7年の歳月をかけて、ようやく障害者権利条約を批准するに至った。この条約の第12条は、障害者が他の人々と同様に法的能力を有するとの前提に立ち、他者による代理・代行決定を原則とするのではなく、障害者自身を主体に据え、そのために本人自身の意思決定を支援する「パラダイムシフト」を求めているとされている。こうした世界的な潮流を受け、日本における現行の成年後見制度は早急に改定が必要であるとの指摘が、主として法律関係者によりなされている。

本稿は、このような状況を踏まえ、ソーシャルワークの観点から今後の成年後見制度のあり方を見定め、どのような制度として機能させていくのかを論じると共に、社会福祉専門職が、今後の制度改革のためにどのような役割を果たすべきかについて明らかにする。

1. 日本における成年後見制度の現状と課題

1. 創設の経緯と成年後見制度の構造

2000年施行の新たな成年後見制度は、①自己決定の尊重、②残存能力の活用、③ノーマライゼーションという現代的理念を勘案し、従来から行われてきた「本人の保護」の理念との調和を図った制度⁽²⁾とされた。禁治産・準禁治産宣告を伴う旧法との差異は①差別的表現・名称の変更②行為能力の制限を伴わない新たな類型を創設③柔軟な制度設計④適切な保護者選任⑤公示制度の改正⑥任意後見制度の創設などに見ることができる。

成年後見制度の基本的な根拠法は民法であり、法定後見関係事項が民法総則に該当する第2章第2節「行為能力」部分に、成年後見人等の選任・辞任・解任、後見監督機関関係、成年後見事務関係事項等が親族編に置かれている。改めて言うまでもないが、私法の一般法である民法における法律関係は、近代市民社会の個人主義／自由主義的発想に基づき、権利義務の主体は個人の「自由意思」に基づいて自律的に形成され、国家の関与は最小限に留めるという私的自治の原則により構成されている。法律関係が有効に成立するには、法律行為を成すための「意思能力」⁽³⁾があることが前提であり、意思能力を欠いた法律行為は無効と解釈されている。それは判断能力が不十分な人々を保護すると同時に、契約に基礎を置く取引社会を混乱させないため⁽⁴⁾でもあった。意思能力の有無を個別的に、しかも事後に判断することは現実的ではないため、民法は、年齢、

審判の有無等の形式的基準により予め類型化し、本人が単独で法律行為を成し得る能力、すなわち行為能力を制限する条項を定めている。

1999年の法改正前には、禁治産者・準禁治産者は無能力者とされていたが、新たな成年後見制度では後見・保佐・補助の3類型が制限能力者と称され、さらに2004年改正では制限行為能力者と変更された。法改正により、名称変更や補助類型の創設等があったが、後見類型に典型的にみられるように、行為能力に制限が加えられ、それによって保護されるという基本的枠組みは、これまで一貫して変化しておらず、今日に至っている。

一方、新たな成年後見制度は「権利擁護」の仕組みとして紹介されてきた。立法担当者の解説書には「精神上の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な者についてその判断能力を補う制度が、現在では、『成年後見制度』と呼ばれている。むろん、判断能力の不十分な者の判断能力を補うことによって、最終的には、その者の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護することを目指すものである。」[小林等(2002), p.43]と記述されている。即ち成年後見制度とは、類型ごとの差異はあるが、本人の行為能力を制限する一方で、成年後見人等⁽⁵⁾に広範な代理権・同意権・取消権等を付与することにより、判断能力の不十分な人々の行為能力を代替・補充・回復する仕組みと理解することができる。従って、本人は単独で契約締結など法律行為ができず、成年後見人等が代わって契約を締結し、契約に当たり本人のみではなく成年後見人の同意を必要とし、或いは本人が締結してしまった不利な契約に対して取消権を持って解消するなどにより、言うなれば成年後見人等の主導的行為によって本人を保護し、結果的に本人の権利を擁護する仕組みであると言える。

2. 「身上監護」を巡る学説と社会福祉関係者の期待

1999年の法改正により、成年後見人の任務として、身上配慮義務が新たに設けられ、民法の親族編に該当する第858条に規定されている。ここに規定された「生活、療養看護」に関する事務は、「身上監護」として、社会福祉関係者の大きな関心を引き起こした。

一方、当時法制審議会民法部会長を務めた星野英一は、「世間では改正後の成年後見制度は、身上監護を強化するものだ、という誤解」があるとし、このような「幻想」を与えないよう十分にPRすべきとの意見が法制審議会であったことを紹介し、「財産管理が中心であるのは当たり前のこと」と明確に述べている[星野(2000), p.6]⁽⁶⁾。民法という法律の基本的性格を捉えた発言であると考えられる。

改正前の第858条第1項は、後見人の療養看護義務を定めていた。改正の過程で示された「成年後見制度の改正に関する要綱試案」(以下要綱試案)では、(注)で「後見人の療養看護義務等に関する民法第858条の規定は、後見類型に特有の規定として、現行どおり維持するものとする。」と記載されていたが、要綱試案に対する意見照会において、同条又は同条第1項の削除を求める反対意見が多数寄せられた。理由は、身上監護を事実上後見人に課された義務と受け取られる懸念、つまり成年後見人等が成すべき義務である法律行為とそうではない事実行為の混同を恐れた

こと、それに伴う成年後見人等の担い手不足への懸念⁽⁷⁾があったと立法担当者は説明している。

そのため、条文の規定を療養看護義務に限定しない一般的な規定として新設し、後見事務は事実行為を含まない法律事務に純化し、さらに本人尊重義務は善管注意義務を敷衍したものと位置づけた⁽⁸⁾とされている。つまりこの規定は、後見事務を行うに「当たつて」尽くすべき義務規定なのであり、「それ自体独立の権限・義務として位置付けられるものではない」[小林等(2002), p.260]という性質のものである。

法学研究者による身上監護に関する学説は、①財産行為概念を中心とする消極的アプローチと②身上監護を推進する積極的アプローチに大別される。前者は、水野紀子教授、床谷文雄教授、大村敦志教授等が代表的論者で、身上監護は財産行為に還元できるとし、身上監護義務を安易に主張することは妥当ではないとする。「成年後見は、判断能力の衰弱を理由とした決定の代行制度であって、家事などの生活に必要な身の回りの事実行為ができなくなったという衰弱の救済制度ではない。それらの事実行為の援助は、サービスを購入するか、社会福祉がカバーするしかない。」「決定権限の代行である成年後見が発動される事態は、本人が自己決定できないほど能力の劣化がおこっている状態である。またよほど深刻な劣化があつて身上に関する決定すらできない状況でなければ、身上監護の成年後見が発動されてはならない。決定権限の代行を発動させることは、本人の自由や自己決定と対立するからである」[水野(2000), p.100]「後見人の役割は、結局は、今ある個人資産および今後得られる財産ないし支援の制度をいかに活用しながら、被後見人のより良い生活を実現するかということに帰着する」「成年後見法が身体に対する強制を一切含まないものとされていることからすれば、成年後見にはいわゆる身上監護事務なるものは存在せず、あるのはただ、被後見人の意思を尊重し、身上に配慮しつつ行うべき財産管理事務のみ(中略)新法は、成年被後見人の身上に対する配慮を具体的に保障したものではない」[床谷(2000), p.549, 533]等の指摘がある。

これに対して後者は、身上監護を成年後見制度の中核に据え、法律行為に加えて、積極的に独自の権限・義務までも認める立場であり、新井誠教授、小賀野晶一教授、上山泰教授等が代表的論者として挙げられる。新井は、「被保護者の財産管理と身上監護のうち従来は民法の規定上も財産管理のみが重視され、身上監護はほとんど顧慮されていなかったが、これは原則と例外が逆であり、成年後見法は身上監護法でなければならない」と述べ、「被保護者と緊密な接触を保ちつつ、被保護者と十分に話し合いながら、その福祉の維持・向上のために日常生活における身上に関する種々の手当をほどこすことが身上監護の核心であり、このような新しい概念が定立されなければならない」とし、独自の見解を展開している。「タンスの中にある服のどれを着るのか、どこに散歩で出かけるのか」等の決定は、一正に事実行為そのものと解されるが—新井によれば、具体的法律行為を伴わない「単なる意思決定」で、これを「財産行為不関与型身上監護事項」⁽⁹⁾と命名している[新井(1999), pp.164-166]。しかし成年後見制度の中心に「身上監護」を置くという説は、必ずしも多くの民法研究者に受け入れられているわけではなく、新井自身が、民法研究者の有力説が前者、すなわち身上監護消極説であることを認めている[新井(2012), p.28]。

また上山は、事実行為を導くことに加え、身上配慮義務の独自性として、①資産保全管理でなく資産活用(消費)的管理の原則化、②本人の現状を確認する一般の見守り活動義務、③変化する本人ニーズを制度利用にのせる後見内容変更義務、④特約等による義務軽減免除の不可能性の4点を挙げ、成年後見人等の固有の身上配慮義務として位置付けることができるという理解を示した[上山(2000), pp.57-68]。

なお上山等は近年、後述する障害者権利条約との関係もあり、「小さな成年後見」[上山・菅(2010)]という見解を提唱しており、身上監護を含む成年後見制度を一義的に推進する立場とは、一線を画しているように思われる。

3. 成年後見人の質の担保と制度的脆弱性

現行の成年後見人等は、家庭裁判所が申立てに基づいて選任する仕組みになっている。家庭裁判所には「調査」が位置づいてはいるが、個別子細に本人の成育歴にまで遡って調査し、本人の「意思」に敵う後見人等を選任するという仕組みになっているわけではなく、東京家庭裁判所による「成年後見申立ての手引」(平成23年4月)によれば、申立人調査や後見人候補者調査は「即日面接」とされ、近年では本人調査すらも省略されていると指摘されている[青木(2010)]。

また、家庭裁判所が決定する成年後見人等への報酬の判断基準についても、基本的には管理する財産の多寡に基づいて決定されている。例えば、東京家庭裁判所の例では、「身上監護等に特別困難な事情があった場合」に、管理財産額により算定される基本報酬額の50パーセントの範囲内で、相当額の報酬を付加する⁽¹⁰⁾ ことになっているが、明確な基準が示されていないわけではない。

一方、社会福祉士会を始めとする成年後見制度を積極的に推進する立場をとった社会福祉関係者は、専ら「身上監護」を根拠として、事実行為を含む広範な「権利擁護」のための実践活動を積み重ねてきた[小賀野等(2013)]。実際に福祉の現場では法律行為のみならず事実行為が必要な場面も多く、本人支援のための献身的行為は評価されるとしても、それは法が想定する成年後見人等の職務とは言えない。つまり、本人の利益のために行う事実行為の実施は、禁止されることはないものの、推奨されるべきものではなく、スタンダードにもなり得ないものであると言える。

他方、本人の意向を汲まず、成年後見人が施設入所を強行した事例⁽¹¹⁾も報告されている。身上監護のみならず、成年後見人等による財産横領など、あってはならない権利侵害事例は、親族後見人だけでなく、弁護士、司法書士、社会福祉士等専門職として強く倫理順守が求められる職業後見人にも及んでいる。このような事例は、おそらく報道されている事例に留まらず、むしろ氷山の一角であると推定される。成年後見制度では、後見監督人の仕組みも組み込まれているが、設置は必置ではなく、成年後見人等の監督業務は基本的に家庭裁判所の責務であるが、当初から懸念されていたにもかかわらず、家庭裁判所の人員体制整備等が充分図られているとは言い難い。これについて「実際には、財産管理のための成年後見制度すら、十分に機能していない」「精神能力の衰えた高齢者をまんべんなく守る成年後見体制になっていないため、高齢者の資産を奪っていく振り込め詐欺等を行う国際的犯罪集団の格好のターゲットとなっている」との指摘もある

[水野 (2014), p.33]。

結局、現行制度では、最終的な決定権は成年後見人等の掌中にある。成年後見人等は、法定代理人として、本人の望まない契約を合法的に締結することが可能である。さらに、本人との価値観が微妙に異なる事項等においては、たとえ「善意の」成年後見人等であっても、無意識のうちに本人の「意向」が構造的に封じ込められ、自己選択や自己決定の権利が侵害される可能性があるという問題を孕んでいる。

以上述べてきた通り、現行の成年後見制度は、選任された成年後見人等の個人的資質に依拠する仕組みであり、専門職後見人の一部には、一定のチェックシステムを備えているところがあるというものの職能団体等の任意の取り組みに過ぎず、その意味で、全ての成年後見人等に対して、一定の質の担保を保証する仕組みが構築されているわけではない。判断能力が不十分なため、成年後見人等による甚大な権利侵害が起こっていても、本人が訴えることも難しく、それらを防止・救済する仕組みが整備されているとは言い難い。こうしたことを総合的に考慮すると、現行の成年後見制度は、極めて基盤が脆弱な仕組みであると言わざるを得ない。

II. 障害者権利条約第12条による示唆

1. 障害者権利条約の意義と日本における課題

障害者権利条約（以下条約）は、2006年12月13日、第61回国連総会において採択された。伝統的な障害者観である保護や福祉の「客体」を脱し、人権の「主体」として捉える「パラダイムシフト」を基盤とする条約は、「人権の国際化」と“Nothing about us, without us!”に象徴される「障害者運動の活性化」という世界的な潮流によって引き起こされ、さらに、その構造は「自由権と社会権」及び「人権と開発」という二重の意味での混成条約と理解されている [川島・東 (2012)]。

条約において、自由権と社会権の混成関係を端的に説明することが可能なのは、第19条である。「自立した生活及び地域社会への包容」(Living independently and being included in the community)と表記されるこの条文では、障害者は誰とどこで生活するかを選択権があり、「特定の生活施設」⁽¹²⁾で暮らすことを義務付けられるのではなく（自由権の保障）、地域での自立生活のために必要なサービスを利用できることが謳われている（社会権の保障）。

ところで条約の第12条は、「法律の前にひとしく認められる権利」(Equal recognition before the law)を以下のように定めている（以下、公定訳）。

- 1 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- 2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
- 3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。
- 4 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当か

つ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。

- 5 締約国は、この条の規定に従うことを条件として、障害者が財産を所有し、又は相続し、自己の会計を管理し、及び銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用を利用する均等な機会を有することについての平等の権利を確保するための全ての適当かつ効果的な措置をとるものとし、障害者がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。

条文の2項以下で使用されている「法的能力」は、権利能力と行為能力を含む〔池原(2010), p.188〕と考えられており、日本における現行成年後見制度は、本人の行為能力を法律上自動的に制限する制度であること、取消事由がない限り無期限に適用がなされる制度であること、能力判断において医学モデルに傾倒していることなどの点において、この条項に抵触すると考えられている。条約第12条に関する問題の詳細は、次節に譲ることにして、ここでは、条約のベースになった障害者を「主体」と捉える「パラダイムシフト」に言及しておきたい。

そもそも近代社会は、自由意思に基づく契約や私的自治を基礎に発展してきた。そこで想定された個人とは、合理的に物事を判断し、行動できる「標準的な」一般人であり、障害のある人は、「標準的な基準により組み立てられた社会のシステムに乗ることができず、否応なくその社会から排除されて例外的処遇に甘んじるより他にない」状況に陥ってしまった。合理的配慮とは、これらの「標準的な」システムが、障害のある人を排除した仕組みである故に、恩恵や憐憫ではなく社会が整備すべき仕組みなのであり、「法的な正手段として個人に権利を付与し、合理的配慮を提供することを社会の最低限度のルールに組み込む」〔東(2012), p54, 57〕⁽¹³⁾ 必然性が導き出されることになる。

したがって条約12条を、川島(2010, pp.5-6)は「個人がどの程度の事理弁識能力をもつかを第一義的に問題化するのではなく、むしろ国家が法的能力の行使を支援する措置を適切に講じているか否かを主要な争点とする」とし、社会モデルに即した視点であることを強調する。つまり、従来合理的判断ができる一般人にのみ自己決定権を認め、そこに該当しない判断能力の不十分な人々を特別な法により「保護」という方向性ではなく、「自己決定／意思決定」できるよう支援をする方向性を原則にすることを求めており、そのことによって障害者を排除しない社会システムを目指していると理解することができるのである。

2. 代行決定と「意思決定支援」

それでは、具体的に日本の成年後見制度の何が条約第12条との関係で問題になっているのか、詳しく検討していくことにしよう。

冒頭に記した通り、日本において成年後見制度は「権利擁護の仕組み」と説明されてきた。しかし国際的には、障害者本人の自己決定権を制限し、成年後見人等のパターナリスティックな介入を基本とする成年後見制度そのものに批判や疑義が集まりつつある。2006年に条約が採択されると、日本においても、主に法学研究者等から、現行の成年後見制度に対して、問題点や改善提案が諸々提示されてきた。

精神障害者の権利擁護に取り組んできた法律実務家の池原毅和は、日本の現行制度に、以下の6点から批判を加えている。①行為能力の制限が前提②自己決定支援の欠如③3段階の画一的類型化④長期に渡る恒久的な適用⑤選挙権・被選挙権の剥奪⑥自動的な保護者制度の適用である。池原は、条約を「可能な限りの技術と支援の充実によって、すべての障害のある人が等しく自己決定を認められる新しい地平に向けた不断の躍進とダイナミズムをもとめているもの」と高く評価している [池原 (2010), p.196]。

また、身上監護に独自の学説を唱え、成年後見制度を推奨してきた新井も、「成年後見制度は被後見人の自立的自己決定権を侵害している差別的なものではないかとの疑念が生じてくる。(中略)今やわれわれは、『支援付き意思決定』と『代行意思決定』との対立の真只中に立たされており、極めて伝統的・保守的な考え方に基づくわが国の成年後見法が、はたして『条約』の精神に合致しているのか、厳しく問われているのである」 [新井 (2012), p.17] と述べ、現行制度を補助類型の一元化とし、身上監護事項を対象とする等の法改正私案を示している。

さらに田山輝明は、自己の意思を表明できない者の保護手段を奪うことは条約の趣旨に反するとして、現行の法定代理制度を堅持しつつ、その対象をいかに限定するのかという観点から、成年後見制度の類型に必要な性の原則を明記し、現行制度は保佐制度を中心とした制度に再編成すべきとしている [田山 (2012), pp.172-175]。

このように法学研究者が条約の提起した問題に研究と提案を重ねるのに比して、社会福祉関係者の動きは、必ずしも活発ではなかった⁽¹⁴⁾。その中で、社会福祉法制と意思決定支援を巡る“交錯した状況”も生じている。2010年12月の「障害者制度改革推進のための第二次意見」には「自己決定にあたっては、自己の意思決定過程において十分な情報提供を含む必要とする支援を受け、かつ他からの不当な影響を受けることなく、自らの意思に基づく選択に従って行われるべきである。」と記され、これを受けて改正された障害者基本法第23条には、「国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない」という規定が加えられた。知的障害者の支援に関わる関係者がこれを「成果」 [柴田 (2010)] とする一方で、桐原尚之等は、これらの社会福祉関係者に対し、①意思決定と自己決定の混同、②意思決定支援は成年後見制度の廃止が前提、③意思決定支援を社会福祉専門職が占有する技術と捉える誤解、と鋭く批判を加えている [桐原等 (2013)]。

条約第12条との関連で特に注目すべきは桐原等も紹介する世界精神医療ユーザー・サバイバーネットワークのティナ・ミンコウィッツの「障害の社会モデルは、問題は個人の中にあるのでは

なく、その個人が機能しうようなやり方で対応しない社会にこそ問題があるとしている。この社会モデルは法的能力の問題にも適用される。個人に問題があるから、強制的介入や後見人で対応されるべきとされるように、個人のうちに問題があるのではない。そうではなくて本人の法的能力減失に関して強制的介入や後見人ではない別の方法で社会が対応しなければならないのだ。」という言葉である [Minkowitz (2004)]。「支援された意思決定のパラダイムシフト」(インクルージョンを基礎とした法的能力へのアプローチ、単一モデルではないこと、自律は相互依存的関係と共存し得る等々)が、現実世界に世界の潮流になっていることがうかがえる。

そもそもこの条約は、「Nothing about us without us! (私たち抜きに私たちのことを決めないで!）」という当事者運動から生まれたスローガンを合言葉に、障害と社会のさまざまな障壁との相互作用の関係を第一義とする社会モデルの視点、差別の禁止に対応するための制度・政策上の環境整備の構築に向けてアプローチすることに意義が見いだせる。

これに対比すると、日本における現行の成年後見制度は、色濃く医学モデルによって構成されている。現行制度は、三類型を医師の所見を参考に、裁判官が決定をする仕組みとなっている。2001年にそれまでのICIDH (国際障害分類: International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps) に代わり、障害の医学モデルと社会モデルを統合し、その相互作用を示したICF (国際生活機能分類: International Classification of Functioning, Disability and Health) 概念が示されて以降、^{グローバルスタンダード}世界標準は社会モデルを支持し、すなわち障害をもつ人々を権利の主体と捉え、社会生活のあらゆる分野に参加することを保障するために「合理的配慮」が社会に求められることが提示され、条約は、このような「合意」の下に創られた。この観点から考えた場合、日本の社会福祉制度は、社会福祉基礎構造改革以降も、社会福祉制度・サービスを利用する前提となる要介護認定や障害者手帳取得において、悉く相も変わらず濃厚な医学モデルによって支配されており、しかも本人の「できないこと」に焦点を合わせる仕組みであり続けた。これらを「変革」できない要因を探求し、改善のための実効性を上げなければ、条約の批准に相応しい社会とは言えないであろう。

加えて、機能の欠損や障害、重篤な状況等が、必ずしも必要な支援或いはサービスの量や質と比例しないという実情もある。現状の福祉サービス支給の仕組みでは、障害が「軽度」とされる利用者は、「重度」な人よりも、少ない時間しかサービスを利用することができないことになっている。しかし、「軽度」な人の方が、支援が定型化できず、自ら「できる」部分があるが故に「危うい」場面もあり、その微妙なバランスの上に「支援」が成り立っているため、支援の量が増えたり、失敗を経験するなど非定型的な支援を多く要することは、往々にしてある。これは、現行の福祉サービス供給の仕組みでは、利用者ニーズを的確に捉え、必要なサービスを提供できていないことを意味している。条約第12条が投げかけた問題は、このような成年後見制度の見直しだけに留まらない広範な問題を包含していると言える。

3. 「意思決定支援」と「権利擁護」 或いは「保護」の異同

成年後見制度は、基本的に代行決定の仕組みであり、本人の自己決定支援のための制度ではない。しかし、どのように支援を尽くしても、「自己決定」が難しい人々の「決定」をどうするのか、という問題を避けて通ることはできない。また、条約において求められている「意思決定支援」が、具体的に何を示しているのか、未だ明確ではない。日本では、1999年の法改正当時から「身上監護」に過度の期待があったことを考え併せると、曖昧な概念理解が、多くの混乱を招く可能性は、決して低くはない。この点の共通理解は、今後の「意思決定支援」を考える上で、重要な鍵となるであろう。

法学で論じられる「自己決定権」は、自らのことは自らが決めるという意味において、私的自治と近い関係にあり、法的関係の「意思」による自律的形成を基本としている。しかし現実には、法が想定するような「強く自律的な個人」ばかりではなく「弱く、他者に依存しつつ生きる個人」が多数存在している。社会福祉や社会保障サービスを必要とする人々の中には、こうした人々が圧倒的に多いと考えられてきた。しかし翻って考えれば、現実の社会では、誰もがある意味で他者に依存し、他者による助言や影響力を受けつつ生きていくと言える。つまり、自己決定できる人／できない人という類型のされ方—それこそが医学モデルの象徴と言える—の根源的な問題点は、いわゆる「能力」の捉え方にあるのではないか。池原は、障害者本人の周囲に、フォーマル・インフォーマルを包含した地域のネットワークを構築し、本人を取り巻く人間関係とコミュニケーションを豊富化することを重要視すると共に、そうした息長く地道な取り組みよりも、安直な代行決定が優先されることを危惧する〔池原(2010), p.196〕。日本のこれからの「意思決定支援」の議論に、警鐘を鳴らす指摘と考えられる。

ところで、条約第12条の指摘事項をクリアし、新たな成年後見制度の方向性を先導するものとして、英国のMCA法(Mental Capacity Act 2005)が注目を集めている。この法律は、意思能力を喪失した人に代わって、「最善の利益(ベストインタレスト)」という判断基準に従い、財産上の決定や医療を含む福祉サービスの決定を行う制度となっている。法律の基本原則は、以下の5点から構成されている〔菅(2010), pp.27-28〕。

1. 人は、意思決定能力を喪失しているという確固たる証拠がない限り、意思決定能力があると推定されなければならない。
2. 人は、自ら意思決定を行うべく可能な限りの支援を受けた上で、それらが功を奏しなかった場合のみ、意思決定ができないと法的に評価される。
3. 客観的には不合理にみえる意思決定を行ったということだけで、本人には意思決定能力がないと判断されることはない。
4. 意思決定能力がないと法的に評価された本人に代わって行為をなし、あるいは、意思決定するにあたっては、本人のベスト・インタレストに適うように行わなければならない。
5. さらに、そうした行為や意思決定をなすにあたっては、本人の権利や行動の自由を制限する程度がより少なくてすむような選択肢が他にないか、よく考えなければならない。

日本の成年後見制度が、代理・代行決定を原則としていることと比べて、英国のMCA法は魅力的な制度である。日本における当該法研究の先駆者である菅、上山等による研究には、この他にも示唆に富むものが多くみられる。しかしながら、従来の研究においては、社会福祉政策との関係や具体的手続きが今一つ明らかではない⁽¹⁵⁾ようにも思われる。英国と日本では、法体系の基本や国情が大きく異なっていることも前提にあるが、MCA法は、日本の任意後見制度のモデルともなった英国の持続的代理権授与法の流れを組む法律であり、従前は財産管理のみが対象となっていたが、現行では福祉や医療も対象になっている。こうした変遷を経て成立したMCA法は、英国の社会保障・社会福祉法制度の影響も少なからず受けていると考えられる。極めて厳しい財政状況の下で変化に晒されている現代の英国において、現場のソーシャルワーカーの置かれている環境も変化していると思われる中、MCA法の適用において、リスク管理の視点が重視され、権利を基盤とするアプローチに影を落としていると窺える調査研究も存在しており、日本の社会福祉専門職は、こうした観点からの研究を、さらに精緻化していくことが求められるであろう [McDonald (2010)]。

秋元美世によれば、自律と支援は排他的関係にあるものではなく、それ故に「支援」か「保護」かの二者択一ではなく、一連のプロセスとして考える必要があるという。しかし、その識別の難しさ、利用者—支援者間の微妙な力関係がそこに加わる危うさがあるのが現実である。「支援としての助言などを利用しながら、自らが決定していくというのは利用者の自己決定の実質化と言えようが、自ら決定することが困難なために、支援としてなされる助言に従うというのであれば、それは自己決定の実質化というよりは、自律を断念した『保護』である。」[秋元 (2010), p.58] 秋元は、こうした問題を統合的に解決すべく、「利用関係の多様化」という観点から、MCA法と共にカナダの決定における支援の連続体 (continuum of support) を紹介する。「意思決定支援」も当然のことながら「魔法の杖」ではないことを肝に銘じ、判断能力の不十分な本人に対して、誰がどのような「助言」/「支援」を行いうるのか、自己決定と保護の関係をどのように捉えるのかということを整理しつつ、日本において「意思決定支援」の制度設計をしていくためには、もう少し多くの時間と討論が必要であると思えてならない。

Ⅲ. ソーシャルワークの課題と成年後見制度

1. ソーシャルワーク専門職とアドボカシー

以上述べてきたことに加えて、そもそも社会福祉における「権利」とそれを擁護するための仕組みを考えると、従来欧米から輸入されてきた概念の再整理が改めて必要になってきていることが分かる。その一つが、ソーシャルワーカーの基本的な機能として捉えられてきた「アドボカシー」の概念である。「アドボカシー」は一般的に「権利擁護」と翻訳されているが、日本では「権利擁護の仕組み」と説明される成年後見制度との関係は、どのようになっているのだろうか。

成年後見制度が創設された当時秋山は、アドボカシーの機能として①調整、②介入、③対決、④変革を示した上で、時代と共に発展する権利の概念を説き「発展する人権の考え方であって、

権利もまた発展するならば、権利もまた、①『ニーズの充足の要求』から、②権利として承認される可能性のある権利に、さらに、③実定法上の権利と発展すると考えられる。ならば、先に述べたアドボカシーの対象となる『ニーズ充足の要求』もやがて『権利』になり、アドボカシーの中の権利擁護の範囲がもっと拡大する可能性があるということである。』[秋山(1999), p.26]と述べた。

それから15年余が経過したが、現在はどのような状況にあるのだろうか。時代と共に、権利の進展はみられているのだろうか。現実をみると、益々混迷を深めているようにも思われるが、まずは、現行の成年後見人等の活動におけるアドボカシー活動の実態を見てみることから始めてみたい。若干古い資料であるが、東京社会福祉士会が2007年7月～8月に会員の法定後見の成年後見人等93名を対象に実施した調査によると、実施してきた身上監護166件のうち、「アドボカシー活動(行政や機関に関して)」は27件という結果になっている。ここでは、契約等の法律行為に付随して発生する行政等への異議申し立て等が想定されていると解される [小賀野等(2013), p.21]。

現行の成年後見制度の仕組みでは、成年後見人等の職務範囲の適用として、「advocacy = 成年被後見人の身上面に関する利益の主張を補助し、又は同人の身上面に関する利益を代弁すること」[小林等(1999), p.260]という個人の代弁機能としてのアドボカシーが位置づけられているが、社会に対する働きかけ、すなわちソーシャルアクションと結びつけた利用者の権利獲得に尽力する機能などが包含されているとは言い難い。

重複になるが、現在の成年後見人等の全てが、ソーシャルワーク機能を果たすことを義務付けられている仕組みではないため、止むを得ないのが現状ではある。しかし逆から考えれば、仮に成年後見制度を「権利擁護」の仕組みと考えた時に、利用者の「権利」を擁護するための「(社会)変革」の機能は、欠落したままでも良いものなのだろうかという素朴な疑問が湧いてくる。つまりこの問題は、ソーシャルワーク的なアドボカシー、言うなれば社会的な権利獲得活動を、どのように制度的に位置づけるべきなのか、という新たな問題を提起していると考えられる。

欧米においては、アドボカシー機能は、ソーシャルアクションや社会変革と極めて密接な位置にあるものとして捉えられており、数々の実践が蓄積されてきた。そのことは、ソーシャルワーカーの教育訓練の場でも、明確に伝えられてきた事項である。例えば米国の大学院におけるソーシャルワーク教育で最もポピュラーなテキストの一つである『ダイレクト・ソーシャルワーク・ハンドブック』には以下のような記述がある。「ソーシャルワーク専門職は、社会改革につながるアドボカシーとソーシャルアクションの長い伝統を誇る。」「ソーシャルワーカーは、日常的に、アドボカシーやソーシャルアクションが適応される無数の社会政策や法律に直面している。」[ヘブワース等(2015), pp.686-687]

一方、最近の「権利擁護」を巡る議論では、「自己決定権」に焦点が当たっている。自由権を背景にした自己決定権は、「反福祉国家」や「新自由主義」の台頭との関係から論じられてきた事実にも着目をしなければならない。即ち、国家や行政による保護を「バターナリズム」として批

判し、自己決定権を強調することだけを追求していけば、結果的に国家による福祉後退への道筋を創るということにも成りかねない。ここには、当然社会的コストの問題も関与してくるであろう。今後は、権利の主体をどのように考えるのか、つまり、アドボカシーを単に社会福祉の技術の問題として捉えるだけではなく、現実に存在する人々の生活状況に応じて、支援のあり方とそこに関わる財源問題を含めた法制度のあり方についても考慮する必要があるということである。

2. 市民アドボケイトと成年後見制度の差異

一方、利用者の権利擁護が社会に定着していくためには、専門職の関与のみならず、市民の理解を欠くことはできない。こうした制度は、「当事者」のみならず、社会を構成する幅広い市民の理解があって初めて実質的に機能するものであるからである。日本において、近年いわゆる「市民後見人」の仕組みが推奨されてきたが、筆者は以前よりボランティアとしてアドボカシー活動を担う「市民」に着目すべきと考えてきた [飯村 (1999), pp.48-49]。

市民によるアドボカシー活動は、市民代弁制 (citizen advocacy) として、ノーマライゼーション原理の代表的提唱者の一人として知られるヴォルフエンズベルガーが述べている。「どんなに意図がよくても、保護的サービス (特に公的後見人制の法令や実践) には多数の大きな欠点があった。」と公的後見人 (public guardianship) の過剰な／少なすぎる保護の欠陥を補う仕組みとして、ボランティアとしての市民代弁制を論じている。その活動は、自分自身のことのように問題を捉え、利用者との関係は1対1の個別に形成され、しかも本人との関係は継続して生涯にまで渡り、必要とされる最小限の保護のみを提供し、市民代弁者協会がバックアップする仕組みである。ヴォルフエンズベルガーは、本章を以下のように締めくくっている。「代弁活動はさまざまに記述され解釈されようが、究極的にはそれらは被保護者機能のノーマリゼーション化を意味している。つまり、それは彼が他の市民とできるだけ比肩ができるような生活を獲得することにある。」 [ヴォルフエンズベルガー (1981 = 1982), p.316, 321]

欧米における市民アドボケイトの活動には、一定の蓄積がある。例えば谷口政隆は、英国における市民アドボケイトの紹介を行っている。英国では、主に知的障害者と長期間一人によっては一生涯に渡る一関係を結び、市民が本人の法的な権利を守る自立した適格性を持つボランティアとしてアドボケイト活動を展開してきた。「市民のアドボケイトとは、他者 (普通「パートナー」と称される) の利害をわが事のように強力に主張し、その人間としての、また法的な権利を守る (普通「アドボケイト」と称される) の活動である」と述べている [谷口 (1996), p.229]⁽¹⁶⁾。

日本においても、これまで取り組まれてきた各種オンブズマン制度を始め、社会福祉法に位置づけられた苦情解決第三者委員や介護保険制度における介護相談員の仕組み等々が制度として構築されてきたが、これらが必ずしも実効性を挙げているとは言い難い面があるのは否めない。これらの仕組みが根付き難い要因を精緻に分析する必要があるが、特に法制度に位置づけられたものについては、利用者個人に長期間に渡る関係を構築しながら支援するという制度にはなり得ていない。

これまで述べてきたように、日本における成年後見制度が、国際的な潮流の中で、根本的な「見直し」を迫られている現在、改めて「権利擁護」とは何かを明らかにし、判断能力の不十分な人々が、社会の中で安心して暮らせるための仕組みづくりを、市民と共に討議し、市民自身が主体的に関与できる形で、現行制度を再構築する重要な機会が到来していると言えるのではないだろうか。

市民が、判断能力の不十分な人々の当たり前の社会生活を円滑にするために、ボランティアに権利を擁護し、「アドボカシー」を行うのか、裁判所から任命され、権限を持って私有財産の管理や本人がリスクを負わないための「保護」をするのか。勿論大切なのは、単に「自律」か「保護」かという二項対立関係と捉えるのではなく、当事者が主役となる時代の変化を見据えた上で、利用者が真に求める「権利擁護」の仕組みを構築することが必要であるということである。いずれにしても、権利を護るための仕組みが、「市民による市民の監視システム」⁽¹⁷⁾にだけはなっていないのであり、そのために多角的な視点からの検討が必要である。

3. 社会福祉法制度における成年後見制度の位置づけ

冒頭に記した通り、現行の成年後見制度の創設が、2000年の社会福祉法改正に象徴される「措置から契約へ」の構造転換にあったことは事実である。しかし、これにより社会福祉が私法上の関係に転換した、と断言できるのかと言えば、必ずしも首肯できないであろう。介護保険によるサービスを例にとれば、サービス提供の最終段階においては事業者と利用者間による私法上の相対契約関係にあると考えられるが、サービス提供に至るまでには、公法上に設定された要介護認定のプロセスを経なければならないこと、提供されるサービスの質の確保を含め福祉サービスは必ずしも私法のルール下で規定されているわけではないこと、介護保険制度そのものが私法上の仕組みとは断言できないことなどを考え合わせると、事はそれほど単純な話ではない。

このような現状の中で、市民後見人をテーマに取り上げた岩間伸之の論文には、重要な指摘が含まれている。岩間は、「権利擁護のあり方について検討するにあたっては、『権利擁護とは何を擁護することなのか』という本質論を看過してはならない。その本質を意識しないまま権利擁護活動に携わることは、形骸化した権利擁護に陥ったり、権利擁護のはずがいつの間にか権利侵害にすり替わってしまうことにもなりかねない。」と指摘する。誠に至言であるが、その前段において「市民後見人が成年後見制度に基づくかぎりにおいて、権利擁護の担い手でなければならないのは当然のことである」⁽¹⁸⁾ [岩間 (2012), pp.10-11] とも述べている。筆者としては、前述した条約の問題提起を始め、成年後見制度がどのような点において「権利擁護」の仕組みであるのかについての見解を期待したいところだが、少なくとも上記が記述されている論文においては、その点の言及はなされていない。

池原 (2010, p.196) が「日本の現状では成年後見制度に対する警戒感は乏しく、高齢化社会における権利擁護制度としてむしろ広く活用していく機運が強く感じられる」と指摘するように、従来の日本における社会福祉関係者の議論においては、明確な理論的根拠が示されないままに「成年後見制度は本人の権利擁護の制度」とみなす風潮があった。条約で示された問題に責任を

持って応答するためにも、「権利擁護」の仕組みとは何か、現行の成年後見制度の本質的な問題点とは何か、判断能力の不十分な人々の福祉サービス利用手続きは、果たして民法による成年後見制度の代行決定で妥当なのか、仮にそうではないとすれば、どうあるべきなのか、ということ、ソーシャルワークの立場から、改めて明示していく必要性に迫られている。

繰り返しになるが、日本の成年後見制度は、早晚改正を余儀なくされると思われるが、世界が判断能力の不十分な人々の真の主体性を求めて意思決定支援の具体化に取り組む時代に、曖昧な位置づけの「身上監護」に固執し続けることは、後世に禍根を残すと云わざるを得ない。社会福祉専門職の役割は、成年後見人等に過大な権限と負担とを集中させるのではなく、本来の「利用者主体」を目指して、判断能力の不十分な人々を主体とする新たな仕組みを市民と共に協議し、社会福祉サービスそのものを充実・強化することにあるのではないか。世界に類を見ない速度で進む超高齢社会の只中で、先駆的な実践を提示できるのかどうか。成年後見制度を巡る日本の社会福祉関係者の思慮は、まさに大きな分岐点にあると言える。

残された「重要な」課題

以上概観してきた通り、障害者権利条約が提起した問題を、日本が真摯に受け止めるのであれば、社会福祉制度における「契約」を再度問い直し、利用者の「権利」を保障する仕組みを再構築する必要がある。この機会に、判断能力の不十分な人々の「権利」をどのように保障するのかを考える絶好のチャンスであると思われる。

これまで、日本の社会福祉制度・政策は、財源不足等を背景に、過度の家族依存や市場依存から脱却できておらず、世界の潮流をリードするというよりは、ひたすら現状を肯定し続けてきたことは、否定できない事実でもある。

一方で、国家や行政にも限界があり、自由な市民社会への期待が大きいことも事実である。市民が豊かな社会福祉制度の一翼を担うことを、否定することはできない。この点は、国家政府と市民社会が如何に協働して問題解決に当たるのか、という問題でもあり、近年の虐待防止法などにみられるように、国家政府が「私」の領域である市民社会に本格的に関与せざるを得ない状況も多々生じている。即ち、公と民の真の協働、条約に引き付けて言えば、自由権と社会権の融合を改めて問う必要があるということであろう。

家族法を研究し、成年後見制度の「身上監護」や司法マンパワー不足に鋭い批判を加えてきた水野は、近著で家族法の限界を示しつつ、「法領域だけをとって、民法を越え、社会保障法や刑事法などの多くの領域と協働せざるをえない課題」があること、さらに「課題の解決には社会の支援が必要であり、それは行政的な支援と裁判所のチェックとが協働して行われる設計が、法制度的には正当なものであろう」と述べている。加えて、虐待など私人間による人権侵害における国家関与の脆弱性、家族内暴力被害者等の回復のためのピアカウンセリング活用にも言及しており、現代における社会福祉の諸課題が、まさに法律と密接に絡んでおり、双方の協働解決が喫緊の課題であることを再認識させられる [水野 (2015), p.159, 163]。

つまり、自立と自律を希求しながら揺れ動く、現代社会のごく「あたりまえ」の人間を前提として、「社会的排除を受けない権利」を確立しつつ、「能力」の差や置かれている状況の困難にかかわらず、「ありのままの個人」の自己実現をはかるために、社会的支援をどのように構築するかという議論が改めて必要になってきているのではなかろうか。こうした問題を法学並びに社会福祉学という双方の観点から検討し直し、よりよい道を探求し続けていく先にこそ、本来の意味での法律と福祉の架橋⁽¹⁹⁾があるのであろう。

注

- (1) 介護保険法制定前から民法改正論議は進んでいたが、介護保険法との同時施行に合わせて議論が急速に進展した。1995年に法制審議会民法部会が、財産法小委員会は「成年後見問題研究会」を設置し、1997年「成年後見問題研究会報告書」を出し、これを受けて、同年民法部会は「成年後見小委員会」を設置し、審議結果を「成年後見制度の改正に関する要綱試案」としてとりまとめた。
- (2) 法務省（1999）「成年後見制度の改正に関する要綱試案及び補足説明」
- (3) 行為の結果を判断するに足るだけの精神能力とされ、理論上の概念とされる。小林等（2002）p.60
- (4) 但し取引安全と本人保護とは異質の観点であるとの指摘がある。吉田克己（1999）p.262
- (5) 本稿では、成年後見制度の中で、基本的に法定後見を念頭に論じ、成年後見人、保佐人、補助人を総称して成年後見人等とする。
- (6) なお立法担当者による解説書にも、「本節の規定は、制限行為能力者の財産保護を主眼とするものである」と明確に述べられている。小林等（2002）p.61
- (7) 法改正に関する国会答弁において、この点が政府参考人から説明されている。「第145回国会衆議院法務委員会議事録第19号」p.26及び「第146回国会参議院法務委員会議事録第4号」pp.29-30
- (8) 小林等（2002）p.259 なお改正前第2項は「禁治産者を精神病院その他これに準ずる施設に入れるには、家庭裁判所の許可を得なければならない。」との規定であったが、改正時に削除された。旧法は公法である精神保健法（現在精神保健福祉法に名称変更）第22条の保護者義務に準じた規定であったが、99年には同法の見直しもあり、医療保護入院の手続の一部のみが私法に置かれることの妥当性も問われ、削除に至ったとされている。小林等（2002）p.272-273
- (9) 新井（1999）p.165 なお、水野は当初よりこうした見解に対する批判を加えてきたが、近著では「成年後見制度の立法時に『身上監護』という言葉に事実行為としてのケア労働を含める、諸外国にはみられない民法解釈が主張されて期待を集め、現在でも実務ではこの曖昧な用語が、過大な内容を盛り込まれた日本独特の解釈としてある程度流通しているのも、イエ制度に遡るアンチモダンの風土が背景にあるように思われる。」と述べている。水野（2014）p.29
- (10) 東京家庭裁判所・東京家庭裁判所立川支部（2013）「成年後見人等の報酬額のめやす」
- (11) 本事例は、両親なき後、成年後見人に選任された本人の姉が、本人の望まない施設への入所手続を強行し、従前暮らしていたグループホームと作業所が、本人の意思に反すると反論したところ、成年後見人は弁護士を通じ、地裁に人身保護請求裁判を提訴した。グループホーム等の要請を受けた弁護士の働きかけにより、人身保護請求は取り下げられ、一定の決着をみている。西定春（2012）pp.78-85

- (12) 英文では a particular living arrangement となっており、これは施設のみを意味するのではなく「特定の生活様式」と訳すべきとの指摘がある。〔東(2012)〕
- (13) なお、東は日本の福祉法制はこれまで社会権に偏重しており、自由権を中心とした権利規定がないことが、権利性のない福祉法の拡充を生み出した旨論述しているが、私見では、さらに精緻な論証が必要なのではないかと思われる。
- (14) 弁護士として障害者・高齢者の権利擁護に精力的に取り組んできた青木佳史は、「もっとも気がかりなのは『障がい者制度改革推進会議』の沈黙である」と指摘している。青木佳史(2010)
- (15) MCA法と精神保健法の関係については、渡部(2015)にも詳しい。これによれば、身体障害者にはMCA法が適用になり、能力のある精神障害者の強制治療は、自傷他害行為を防止する精神保健法が優先されるようであるが、具体的な裁判所や行政/社会福祉機関/病院等の関与と、実際の手続きがどのようになっているのかについては、言及されていない。なお、マクドナルド(2012, p.145)は「英国においては、自由を奪取する場合は、精神保健法に従わなければならない。あるいは、意思決定能力を剥奪される人びとに対しては、2005年の意思決定能力法(MCA:新成年後見法)による手続きに従い、最善の利益につなげなければならない」としつつ、その双方に適用できない事例について述べている。
- (16) なお本論には、市民アドボケートが、従事者の反対を押してカップルの結婚の支援をした、孤立した男性についてキャンペーンを行ったなど、相当ラディカルな活動例が示されているが、日本で果たして市民ボランティアが、同様の活動を展開できるのか、という懸念がなくはない。
- (17) 市民後見人養成を精力的に推進している団体の養成講座において、講師が、講座の目指す方向性として発言したものと記されている。伊藤康江(2014)「親の立場から『成年後見制度』を考える—誰のための制度なのか」『福祉労働』143号, p.90
- (18) 岩間是他稿でも「法定代理人としての後見人等の存在は、契約の主体はあくまで本人であることを明示し、本人を前面に押し出すことになった」「財産管理と身上監護の後見事務には、必然的に権利擁護(アドボカシー)の推進という性質を帯びることになる。」と述べているが、筆者は、成年後見制度の捉え方として、違和感を覚える。岩間伸之(2011)「成年後見制度と社会福祉—その接点から新たな可能性を探る」大原社会問題研究所雑誌 No.627, pp.21-22
- (19) 1999年の法改正において、成年後見小委員会のメンバーであった野田愛子(当時東京認知症高齢者・知的障害者・精神障害者権利擁護センター所長)は「成年後見法と福祉の架橋」について述べている。『ジュリスト』1141号, pp.67-73

参考文献

- 青木佳史(2010)「法的能力と成年後見制度改革課題」『発達障害研究』第32巻第5号。
- 秋山智久(1999)「権利擁護とソーシャルワーカーの果たす役割—アドボカシーを中心に」『社会福祉研究』第75号, pp.23-33。
- 秋元美世(2010)『社会福祉の利用者と人権—利用関係の多様化と権利保障』有斐閣。
- 新井誠(1999)『高齢社会の成年後見法・改訂版』有斐閣。
- 新井誠(2012)「障害者権利条約と成年後見法—前門の虎後門の狼」『実践成年後見』No.41, pp.13-30。

- 飯村史恵 (1999) 「成年後見制度と権利擁護システム」『地域福祉研究』No.27, pp.43-50。
- 池原毅和 (2010) 「法的能力」松井亮輔・川島聡編『概説障害者権利条約』法律文化社。
- 岩間伸之 (2012) 「『市民後見人』とは何か—権利擁護と地域福祉の新たな担い手—」『社会福祉研究』No.113, pp.9-16。
- 小賀野晶一・公益社団法人東京社会福祉士会編 (2013) 『社会福祉士がつくる身上監護ハンドブック2013』民事法研究会。
- 上山泰 (2000) 『成年後見と身上配慮』筒井書房。
- 上山泰・菅富美枝 (2010) 「成年後見制度の理念的再検討—イギリス・ドイツとの比較を踏まえて—」『筑波ロー・ジャーナル』8号, pp.1-33。
- 川島聡 (2010) 「障害者権利条約の基礎」松井亮輔・川島聡編『概説障害者権利条約』法律文化社。
- 川島聡・東俊裕 (2012) 「障害者の権利条約の成立」長瀬修・東俊裕・川島聡編『増補改訂 障害者の権利条約と日本—概要と展望』生活書院。
- 桐原尚之・長谷川唯 (2013) 「支援された意思決定を巡って—日本国内法の現状と課題」『立命館大学生存学研究所報告書』Vol.20, pp.309-318。
- 小林昭彦・原司 (2002) 『平成11年民法一部改正法等の解説』財団法人法曹会。
- 柴田洋弥 (2012) 「知的障害者等の意思決定支援について」『発達障害研究』34巻3号。
- 菅富美枝 (2010) 『イギリス成年後見制度にみる自律支援の法理—ベスト・インタレストを追求する社会へ—』ミネルヴァ書房。
- 谷口政隆 (1996) 「障害者の人権」一番ヶ瀬康子編『21世紀社会福祉学—人権・社会福祉・文化—』有斐閣。
- 田山輝明 (2012) 『成年後見制度と障害者権利条約—東西諸国における成年後見制度の課題と同行』三省堂。
- 床谷文雄 (2000) 「成年後見における身上配慮義務」『民商法雑誌』122巻第4・5号, pp.533-553。
- 西定春 (2012) 「成年後見人は必要か—本人意思を無視しうる現行成年後見制度の抜本的見直しを」『福祉労働』136号, pp.78-85。
- 東俊裕 (2012) 「障害に基づく差別の禁止」長瀬修・東俊裕・川島聡編『増補改訂 障害者の権利条約と日本—概要と展望』生活書院。
- 星野英一 (2000) 「成年後見制度と立法過程—星野英一先生に聞く」『ジュリスト』1172号, pp.2-16。
- マクドナルド, A. (2012) 『高齢者福祉とソーシャルワーカー—現代的な課題—』杉本敏夫監訳 晃洋書房。
- 水野紀子 (2000) 「後見人の身上監護義務」『判例タイムズ』1030号, pp.97-109。
- 水野紀子 (2014) 「日本における家族・地域の変容と制度設計のあり方」『実践成年後見』No.50, pp.24-34。
- 水野紀子編 (2015) 『社会法制・家族法制における国家の介入』有斐閣。
- 吉田克己 (1999) 「自己決定権と公序—家族・成年後見・脳死」瀬川信久編『私法学の再構築』北海道大学図書刊行会。
- 渡部朗子 (2015) 『身上監護の成年後見法理』信山社。
- Hepworth, D. et al. (2009) "Direct Social Work Practice: Theory and Skills, Eight Edition" (ヘプワース等 (2015) 『ダイレクト・ソーシャルワーク・ハンドブック 対人支援の理論と技術』武田信子監訳 明石書店)
- McDonald, A. (2010) "The Impact of the 2005 Mental Capacity Act on Social Workers' Decision Making and Approaches to the Assessment of Risk" British Journal of Social Work, Oxford University Press on behalf of The British Association of Social Workers, Vol.40, pp.1-18

Minkowitz, T. (2004) "The Paradigm of Supported Decision Making" (= 2006 長野英子訳「支援された意思決定へのパラダイムシフト」) <http://nagano.dee.cc/tinaj.htm> (2015.8.30最終アクセス)

Wolfensberger, W. (1972) "The Principle of Normalization in Human Services" (ヴォルフエンズベルガー (1982) 『ノーマリゼーション—社会福祉サービスの本質—』 中園・清水編訳 学苑社)